

生駒市ネーミングライツ事業ガイドライン

このガイドラインは、生駒市ネーミングライツ事業実施要綱(平成26年10月1日施行)の規定に基づき、本市におけるネーミングライツ事業の基本的な考え方をまとめたものです。

1 ネーミングライツ事業の概要

- (1) ネーミングライツ事業は、本市と民間事業者等(以下、「事業者等」という。)との契約により、市有施設、市のイベント等に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する代わりに、本市と契約した事業者等(以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。)から対価(ネーミングライツ料)を得るもので、後述するような効果がもたらされます。
- (2) ネーミングライツは愛称を付与する権利であり、条例等で定める施設等の本来の名称を変更するものではありません。また、施設の所有権、経営等には影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできないものとしします。

2 ネーミングライツ事業の目的

- (1) 厳しい財政状況の中、新たな自主財源を確保することにより、施設等の良好な運営につなげます。
- (2) 民間の知恵やノウハウ等を活用し、ネーミングライツ・パートナーと協働で施設等の付加価値を高める取組などを実施することで、当該施設等の魅力向上につなげます。

3 ネーミングライツ事業の効果

(1) ネーミングライツ・パートナーにとっての効果

① PR効果が期待できます。

市有施設等に企業名、商品名等の愛称を付けることにより、イベント等の開催によるメディアへの露出など広告効果が期待できます。

② 地域の活性化に貢献できます。(CSR)

企業名を冠した魅力あるイベントの実施や、市とのタイアップイベント等の実施により、地域の経済、観光、産業の活性化に貢献できます。

③ 企業イメージアップにつながります。

施設の愛称や地域活性化策を通じて、企業や商品のイメージアップにつながります。

④ パートナー特典の設定など。

施設の特性に応じて、商品販売・広告スペースの設置等のパートナー特典等を設定します。

(特典の詳細は、契約時の協議事項となります。)

※【CSR】とは:Corporate Social Responsibility の略。企業が社会的責任として、地域や社会に貢献することを指す。

(2) 本市及び市民にとっての効果

- ① 施設の魅力向上や、メディア露出等による本市のPR効果が期待できます。

- ② 施設の運営・維持管理や事業の実施等のための安定的な財源確保につながります。
- ③ 当該施設を活用したイベントや事業の実施に当たり、民間事業者との協働を推進することにより、市民サービスの向上が期待できます。

4 事業の手続き

ネーミングライツ事業の手続きとして、(1)市が選定した施設等についてネーミングライツ・パートナーの募集を行う場合(以下、「公募型」という。)と、(2)団体等からの提案を募集する場合(以下、「企画提案型」という。)があります。いずれの場合においても、市ホームページや広報紙等により広く公表します。

公募型、企画提案型、いずれについても、応募(提案)にあたっては、「別紙1」を用いるものとします。

なお、ネーミングライツ事業に関する事務は、公募型、企画提案型にかかわらず、選定施設等の所管課が実施することとします。

(1) 「公募型」の手続きの流れ

- ① 対象施設等の決定
- ② 募集条件の決定(募集要項等の作成)
- ③ ネーミングライツ・パートナーの募集
- ④ 審査委員会の開催(優先交渉権者の決定)
- ⑤ 優先交渉権者との協議
- ⑥ ネーミングライツ・パートナーの決定
- ⑦ 契約の締結
- ⑧ 施設表示等の変更
- ⑨ 愛称の使用開始

(2) 「企画提案型」の手続きの流れ

- ① 団体等からの企画提案
- ② 審査委員会による審査(提案に対する採用の可否)
- ③ 提案団体等との協議
- ④ ネーミングライツ・パートナーの決定
- ⑤ 契約の締結
- ⑥ 施設表示等の変更
- ⑦ 愛称の使用開始

※企画提案型の場合で、市が施設等を決定し、あらためてネーミングライツ・パートナー募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合(例:大規模で知名度の高い施設など)は、審査の結果、手続きの途中で公募型の手続きに転換することもあります。

※実施手続きのフロー図は「別紙2」のとおりです。

5 対象施設等

(1) ネーミングライツ事業を実施する対象

生涯学習施設、体育施設、公園などの市有施設(及びそれらの一部)、またイベントや講座などのソフト事業を想定しています。(以下、「施設等」という。)

また、施設等の性格、利用者数やメディアに取り上げられる頻度などを考慮して決定するものとします。

(2) 対象外とする施設等

名称の設定に特段の経緯があるものや施設等の性格上、愛称を付するのが適当でないと判断するものは対象外とします。(例:市役所庁舎や学校等)

また、ネーミングライツ導入によって得られる対価、メリットに比べ、導入にかかる経費が多くなる場合などは、広告媒体としての価値が見合わないため、対象外とします。

(3) 指定管理者制度導入施設にかかる留意点

対象施設が指定管理者制度導入施設の場合は、指定管理者制度の趣旨を鑑みながら、指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないよう、次のような観点に留意するものとします。

- ・現指定管理者と事前協議を行い、ネーミングライツ事業に応募の意思がある場合には、優先交渉権者として決定できるものとします。応募の意思がない場合、あるいは交渉がまとまらなかった場合は、公募に切り替えることとします。
- ・現指定管理者との協議を行い、必要に応じ、現指定管理者との協定書等に必要事項を盛り込むなど、疑義が生じないようにしておくこととします。

6 ネーミングライツ付与の対価について

他自治体における類似事例や利用者数、メディアに取り上げられる頻度などを考慮し、施設等ごとにネーミングライツ料(対価)を算定します。

7 契約期間

本市とネーミングライツ・パートナーとは、ネーミングライツ事業に関する契約を締結します。契約期間については、以下のとおりとします。

(1) 市有施設の場合

原則3年以上とし、施設の性格等に応じて決定します。ただし、指定管理者制度導入(予定)施設については、指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。

(2) イベントや講座等のソフト事業の場合

契約締結日から一連の事業が終了する日までとします。

8 愛称

(1) 愛称付与の条件

- ・市民や施設利用者にとって、親しみやすい、わかりやすい、呼びやすいものとします。
- ・施設の特性に応じて、必要により、特定の地名やキーワードを含める等、市が希望する条件を設定できることとします。ただし、ネーミングライツ事業の趣旨に反しない範囲を考慮するものとします。
- ・利用者の混乱を避けるため、当分の間正式名称を併記する等の措置を講ずる場合があります。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

※生駒市広告掲載要綱第3条並びに生駒市広告基準第5条及び第6条に該当するもの

- ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ・政治性のあるもの
- ・宗教性のあるもの
- ・社会問題についての主義主張
- ・その他愛称として使用することが不相当であると市長が認めるもの など

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内において愛称の変更はできません。

9 ネーミングライツ・パートナーの募集(提案)方法等

(1) 募集(提案)方法

ア 原則公募とし、市のホームページや広報紙等に掲載することにより行います。

イ「公募型」の募集は、施設等ごとに行うこととします。

(2) 応募資格

次の要件を満たす、本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用等を備えた法人その他の団体とします。

ア 応募時点で、本市の指名停止処分を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。

オ 次に該当する法人等でないこと。

a 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

b 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)

c 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体

d aからcまでに掲げるもの(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。)を行う法人その他の団体

e 役員等(法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体

f 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。)を継続的に有している法人その他の団体

カ 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合していないこと(ただし、現在の指定管理者及びその関連企業を除く。)

(3) 費用負担

応募(提案)に要した経費は、すべて応募(提案)者の負担とします。

(4) 募集要項

ア 公募型、企画提案型ともに、応募(提案)に必要な事項を記載した募集要項等を作成します。

イ 申請方法や選定手続き等をあらかじめ公表し、選定の透明性の確保に努めます。

(5) 募集(提案)期間

募集(提案)期間は、次のとおりとします。

ア 公募型 原則として30日以上とします。

イ 企画提案型 通年において提案を可とします。

(6) 公募型において応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直し、再度の公募を実施するか又は募集を取りやめます。

10 選定方法

(1) 審査委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、関係部局の職員等からなる審査委員会を設置し、提案に対する採用の可否(企画提案型の場合)や優先交渉権者の決定(公募型の場合)等について審査・選定を行います。また、審査・選定に当たっては、必要に応じて助言者の出席を求めることができることとします。

審査委員会は応募事案ごとに開催することとし、審査委員会の事務は、公募型、企画提案型にかかわらず、事業対象施設の所管課で行うものとします。

(2) 審査項目及び審査ポイント

次の視点で審査項目を定め、総合的に判断します。

なお、応募者が1者の場合でも、審査委員会においてネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか否かについて審査・選定を行います。

ア 応募団体等

《審査ポイント》

- ・応募資格は適正か
- ・応募団体等の経営は健全か
- ・施設等と応募団体等の理念・事業内容等がマッチしているか など

イ 応募の趣旨

《審査ポイント》

- ・本市のネーミングライツ事業の目的に沿っているか など

ウ ネーミングライツ事業を実施する対象施設等(「企画提案型」のみ)

《審査ポイント》

・施設等の目的や経緯からみて、実施が妥当な施設等かどうか など

エ 愛称

《審査ポイント》

・親しみやすいか、分かりやすいか、呼びやすいか

・施設の管理運営等に支障が生じないか など

オ ネーミングライツ料

《審査ポイント》

・応募金額は妥当か

・市の負担経費(パンフレット等印刷物やHPの表示変更)と比較して妥当か など

カ 契約期間

《審査ポイント》

・安定したネーミングライツ事業が行われる期間か など

11 企画提案型における回答

企画提案型での提案に対し、不採用又は公募型での募集に転換する場合は、提案を受けた日から、原則3か月以内に理由を付して文書で回答します。

12 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツ・パートナーの決定と契約の締結

公募型において優先交渉権者との協議が整った場合又は企画提案型において提案が採用され、かつ公募型への転換が行われなかった場合には、当該団体等をネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツ事業に関する契約を締結します。なお、当該ネーミングライツ・パートナーは、次回契約期間において、優先的に交渉できることとします。

(2) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナー決定後、すみやかに当該団体等の名称、施設等の新名称(愛称)、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページ等により公表します。

13 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次によるものとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板等の表示変更		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物やHPの表示変更	○	

・敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

・ネーミングライツ・パートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料の他に別途負

担していただきます。

14 愛称の使用

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関への周知と使用を促します。

15 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

16 施行時期

このガイドラインは、平成26年10月1日から施行します。

年 月 日

生 駒 市 長 様

商号又は名称
所在地(登録簿上の本店所在地)

代表者氏名

生 駒 市 ネーミングライツ 事 業 提 案 書

「生駒市ネーミングライツ事業 提案要領(企画提案型)」に基づき、下記のとおり提案いたします。

対象施設等		
希望契約期間	年間	
希望契約金額	年額	円(消費税別途)
愛 称 案		
提案の趣旨・目的		
施設等の魅力向上や 地域貢献・地域活性化に つながる提案		
希望するパートナー特典		
連絡先	担当者	
	部 署	
	Tel・Fax	Tel: Fax:
	E-mail	

ネーミングライツ事業の手続きフロー図

